

## 山形県遊佐町沖 協議会構成員説明会議事録

### 【エネ庁】

定刻になりましたので、ただいまから、「山形県遊佐町沖における協議会」構成員による説明会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日司会をさせていただきます、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室の寺澤と申します。よろしくお願いいたします。

この説明会は、「山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ」の内容の背景にある協議会構成員の思いを的確に把握する機会を設けるため、開催するものでございます。

流れとしては現在表示している次第のとおり、開会⇒説明事項⇒質疑応答、と進み、16時頃の終了を見込んでいます。

さて、開会に当たり、本日参加しております、協議会構成員の代表の方々をご紹介します。

資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室 室長 石井 でございます。

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 係長 阪本 様

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用調査センター 課長補佐 伊藤 様

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課 計画官 森田 様。本日はオンライン参加となります。

山形県 環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 課長 楨(まき) 様

遊佐町 町長職務代理者 副町長 池田 様

山形県漁業協同組合 理事・遊佐町関係漁業者 伊原 様

同じく、山形県漁業協同組合 理事 田代 様

同じく、山形県漁業協同組合 専務理事 西村 様

山形県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長 大場 様

山形県鮭人工孵化事業連合会 会長理事 尾形 様

東北公益文科大学 学事顧問、また本協議会の座長でいらっしゃる 吉村 様。本日はオンライン参加となります。

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 理事 工藤 様。本日はオンライン参加となります。

神奈川大学 海とみなと研究所 上席研究員、また本協議会の副座長でいらっしゃる 中原 様。本日はオンライン参加となります。

公募に向けた説明会という趣旨を踏まえ、参加者の皆様には留意点がございます。

- ・本説明会においては常にカメラをオフの状態としてください。
- ・質疑の際、ご所属や氏名が特定されるような発言はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、次第の「2 説明事項」に入らせていただきます。説明事項としまして、「協議会意見とりまとめ・県知事評価の考え方について」、山形県から説明いただき、その後、協議会構成員である遊佐町、山形県漁業協同組合、山形県内水面漁業協同組合連合会、山形県鮭人工孵化事業

連合会から、地域振興策、漁業振興策に関して、地元から期待することや、その取組例をお話いただきます。

なお、事業者の選定においては、「協議会意見とりまとめ」を踏まえて評価を行うことになること、本日、協議会構成員からお話いただく地元から期待する取組例については、例示されている事項が公募占用計画に記載されていないからといって、ただちに失格になる等、評価区分が決定する訳ではなく、公募占用計画の提案内容の全体によって評価が行われることとなります。

これは、県知事の評価においても同様にお考えください。

では、まずはじめに、山形県 榎様、説明をお願いします。

## 【山形県】

山形県エネルギー政策推進課長の榎でございます。私から「協議会意見とりまとめ」と「山形県知事の評価の考え方」についてご説明申し上げます。なお、「協議会意見とりまとめ」別紙1の「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」をとりまとめた思いについては、後ほど地元構成員からお話させていただきます。

はじめに、「協議会意見とりまとめ」3. 留意事項をご覧ください。(1) 全体理念につきましては、記載の内容を改めてご確認ください。

次に、(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてです。地域や漁業との協調策及び振興策の検討・実施にあたっては、意見とりまとめの別紙1としてとりまとめている「遊佐地域の将来像」の趣旨を十分に踏まえた、積極的な提案を期待しております。

この漁業の協調策・振興策については、本県独自の考え方であります。洋上風力発電事業と海面や内水面漁業との共存共栄を達成するために、発電事業を実施する前提となる取組みを「協調策」、また、遊佐地域の発展・活性化に向けた取組み、さらに、協調策の一層の促進を図るための取組みを「振興策」と整理しております。

次に、④です。各年度への基金出捐等の額、使途、その他協調策等の実施に必要な事項について、発電事業の開始時期に関わらず、協議会構成員からの協議に応じていただくこととなります。

次に、⑦です。本海域における漁場および周辺河川でのサケ漁や増殖事業の実態を踏まえ、漁業との協調策等を実施する際には、海面及び内水面の両方の関係漁業者と協議を行っていただきます。

次に、⑧漁業影響調査についてです。具体的な調査にあたっては、漁業者及び漁業団体、地元自治体と十分に協議したうえで設計するなど、別紙2の「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方」をしっかりと踏まえたうえでご対応ください。

続きまして、(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点です。②のとおり、漁業との共存共栄の理念の下、漁業の状況等に鑑み、海岸線から1海里（1マイル）より陸側の海域には洋上風力発電設備等を設置しないこと、沖側からの設置を検討すること、陸寄りの発電設備の基礎等において生じる蛸集効果がサケ等の稚魚に影響を及ぼさないよう必要な対策を行うことを求めています。

なお、意見とりまとめ中の別添「発電設備の設置に制約が生じる範囲」もご確認ください。

続きまして、(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点です。③の例にあります、

地震への対応については、東日本大震災や、年初の能登半島沖地震などもあったため、地域の関心が非常に高まっておりますので、洋上風力発電設備等の設計・建設にあたっては、十分な安全性を確保できるよう改めて必要な措置をお願いします。

続きまして、(5) 発電事業の実施にあたっての留意点です。②の漁船と発電設備との衝突等に関しましては、後ほど山形県漁業協同組合ら説明があると思いますが、十分な対策を講じていただくこととなります。

最後に、(6) 環境配慮事項と(7) その他について、地域から騒音、景観、超低周波音、電波障害等、環境や生活への影響を懸念する声をいただいていることから、(6) の③のとおり、地域住民からの不安の声の払拭に向けた必要な措置や丁寧な説明・周知を行うとともに、(7) の②のとおり、地域の関係者からの問合せ等に対しても丁寧に対応していただくことを求めています。

次に、「山形県知事の評価の考え方」についてご説明します。

本県の評価の考え方については、「ii) 周辺航路、漁業等との協調、共生」においては、海面及び内水面漁業の協調策・振興策を評価し、「iii) 地域経済への波及効果」においては、地域振興策を評価する、本県独自の評価基準としております。

具体的には、「ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生」については、「遊佐地域の将来像」の3. (1) 海面漁業の協調策、(2) 内水面漁業の協調策、4. (2) 海面漁業の振興策として想定される事項①～③、(3) 内水面漁業の振興策として想定される事項①～③の、これら全ての項目において提案があることにより、「最低限必要なレベル」の基準を満たすこととなります。それから「iii) 地域経済波及効果」については、4. (1) 地域の振興策として想定される事項①～⑥の、これら全ての項目において提案があることにより、「最低限必要なレベル」の基準を満たすこととなります。なお、②地域経済波及効果の基準も、併せて満たす必要があります。

また、30年に及ぶ長期に渡る事業であることから、中長期の時間経過による社会環境の変化を前提として、「ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生」では、長く遊佐町の海面・内水面漁業に効果が及ぶ仕組みづくりの提案など、特に優れているものを、それから「iii) 地域経済波及効果」では、長く遊佐町の振興に繋がる仕組みづくりの提案など、特に優れているものを、トップランナーとして高く評価することとしております。

私からの説明は以上でございます。

#### 【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして、遊佐町様、よろしく願いいたします。

#### 【遊佐町】

遊佐町長職務代理副町長の池田でございます。ただいま山形県様からご報告いただきました協議会意見とりまとめを踏まえまして、地域振興策に関して、遊佐町として期待することなどについて補足させていただきます。

「遊佐地域の将来像」には、遊佐の若者が自発的に地元への定着を選び、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、持続可能で魅力あるまちづくりの実現が盛り込まれております。これは、遊佐町の総合発展計画においても、「若者に選んでもらえるまちづくり」をスロー

ガンに、移住・定住施策を計画の柱に位置付け、様々な取り組みを行っております。事業者の皆様には、空き家の活用など単に住まい確保対策に留まらず、子育てや教育環境の整備、働き場づくりなど、総合的な地域振興策が展開されることを期待しております。

また、遊佐町は、他地域に先駆けて陸上風力やメガソーラー等の再エネ設備の導入を受け入れてきました。そうした経過も踏まえ、昨年5月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。2050年カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、町内で生まれたエネルギーを町内で使える仕組み、つまり「エネルギーの地産地消」の構築を目指しています。

「地域振興策②」では、「電力の地産地消に資する取り組み」が記載されておりますが、町民、そして広く県民の皆様からこの洋上風力事業に関心を持ってもらい、事業者と一緒に取り組むこととして、例えば、市民ファンドによる住民出資などによる新しい地産地消の在り方の構築などは、遊佐町が再エネ導入の先駆け地域として持続していくことにも繋がっていくものと考えております。

現在、日本海沿岸東北自動車道の2026年度全線開通に合わせ、新たな道の駅である「遊佐パーキングエリアタウン」の整備を進めております。新たな道の駅は、単なる休憩施設ではなく、再生可能エネルギーを活用した観光や防災の拠点となるような施設にしたいと考えており、施設整備に合わせた地域振興策の取り組みも検討していただければと思います。

一方で、この事業において、地域住民より、超低周波音などによる健康への影響、また最近では大規模地震の影響に対する不安の声も聞こえてきます。協議会意見とりまとめにおける「環境配慮事項」や「地域振興策⑥」にもありますが、海岸線のクロマツをはじめとする町内の森林や湧水環境の保全の取り組みも海岸線のクロマツをはじめとする町内の森林や湧水環境の保全の取り組みも合わせ、様々な住民の不安の声や地域の課題に対し、真摯に対応いただけることをお願いいたします。

最後に、最大30年という長期間に及ぶ事業であります。意見とりまとめの「全体理念」にもあるとおり、地元との共存共栄の理念のもとで、町・町民と一緒に「まちづくり」に汗をかいていただき、信頼関係をもって進んでいただけることをお願いするとともに、地域住民から「遊佐に洋上風力が来て良かった」と思っただけのような振興策に期待しまして、私からの説明とさせていただきます。

#### 【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして、山形県漁業協同組合様、よろしく願いいたします。

#### 【山形県漁業協同組合】

山形県漁業協同組合理事・遊佐町関係漁業者の伊原です。

まず、この事業を受け入れるに当たって、遊佐の漁業者が将来にわたって漁業を継続していけることが大事であると考えています。

そのため、洋上風力発電によって想定される漁業や漁場への影響を考慮したうえで、「遊佐地域の将来像」に盛り込まれている漁業協調策や振興策にはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、温暖化による海洋環境の変化や風車設置による操業環境の変化があったとしても、海面漁業としての目標に掲げる経営体当たりの年間生産額 1000 万円の実現に向け、安定した収入が得られ、安心して漁業が続けられるような取組みを期待しています。

さらに、我々漁業者は、これまでの間、遊佐町沖で行われてきた環境アセスメントや海域の調査へのサポートを通じて、我々漁業者と発電事業が協調し共存できる可能性を探ってきました。この海域で行われる発電事業が長期にわたり継続していくため、海のことを最もよく知っている我々漁業者との連携は必要なことと思っている。想定海域で協調しながら共存共栄に向けた取組みを実現できることをお願いしたい。

山形県漁業協同組合専務理の西村です。まず、遊佐町沖の促進区域は、海共第 2 号の共同漁業権漁場の中であることを念頭において事業実施をお願いしたい。

次に、促進区域内の共同漁業権は消滅させることは考えていないことから、風車周辺での安全上の管理対策を実施していただいたうえで、漁業禁止区域の設定については、事前に協議いただくとともに、最小限かつ柔軟な対応をお願いしたいと考えています。

また、「留意事項の（５）発電事業の実施に当たっての留意点について」ですが、漁船を含めた船舶の安全確保は大事なことであるので、風車への衝突対策はもとより、船舶同士の衝突対策も含めてしっかり対応していただきたいと考えております。以上です。

#### 【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして、山形県内水面漁業協同組合連合会様、よろしく願いいたします。

#### 【山形県内水面漁業協同組合連合会】

山形県内水面漁業協同組合連合会の大場です。よろしく申し上げます。

当海域での建設・運用につきましては、できるだけ協力したいというのが我々の基本的な考え方です。少なくとも 30 年間は事業が継続されますが、その間に先輩達から引き継いだ大切な自然が壊れることがあってはなりません。30 年と言えば関わった多くの人がいなくなるため、その自然環境が保全されることが大切であり、そしてそのことが担保されることが最も重要なことと考えております。

内水面漁業には、河川環境の保全や魚類資源の維持増大という公益的な側面に加え、遊漁のほか、観光、教育など多面的機能もあることから、県、市町村、観光 教育 関係機関、NPO、地域住民、そして漁協が一体となって、河川を中心に据えて地域の振興を進めていくことが大切と考えており、幸いにも本県にはそういった地域振興を進める漁協の例があり、また、洋上風力発電がそのきっかけになればと思っています。

なお、アユやサケ、サクラマス等は、内水面の重要魚種であり、これらの資源の減少は、組合運営にも直結し、そのうえ洋上風力による影響があれば、取り返しのつかない状況になるため、それら魚種が沿岸海域を利用する時期の工事については、予めご相談いただくとともに、出来る限り避けていただくなどの配慮をお願いしたいと考えております。

最後に、魚類等への影響が良く分からない状況のなか、選定された事業者には、アユ、サケ、サクラマス、モクズガニ等についてのモニタリング調査を、着工前後は勿論のこと、着工中も継続して実施をお願いいたします。併せて問題が発生した場合は真摯な対応をお願いいたします。

**【エネ庁】**

ありがとうございました。続きまして、山形県鮭人工孵化事業連合会様、よろしくお願ひいたします。

**【山形県鮭人工孵化事業連合会】**

山形県鮭人工孵化事業連合会の尾形です。よろしくお願ひします。

この事業が開始されるまでには、まだ時間があります。しかし、この間も地球温暖化は止まりません。我々が行っている鮭孵化事業にも影響が出ていると思っています。そのため、選定事業者の皆様におかれましては、少しでも早い振興策の実施をお願ひします。

「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」に私達の想いが集約されると思います。この中で、作り育てる鮭孵化事業の将来への期待を表しています。特に「おわりに」に、あるように私達の後輩が、「作り育てる鮭孵化事業」が将来に渡って遊佐地域全体の町づくりの魅力の一つとして関われるように、そして選定事業者の皆様にも価値を共有して頂き、共に取り組み、更に持続可能な産業として育てて頂けたらと期待するものです。

月光川水系の孵化場は、これまで国、山形県、遊佐町から大きなご支援を頂き、県外にも貴重な卵を移出出来る数少ない重要な拠点孵化場となっています。今後もこの役割を持続し、他地域には無い遊佐町の重い役割と魅力度を高める一つとして、選定事業者の皆様にも、新たな視点を加えた振興策も考えて実施して頂き、更なる高みを目指し一緒に取り組んでいきたいと考えているところです。

先程、卵を県外にも移出しているとお話しましたが、反対の立場になった場合には代替りの卵は何所からも手当する事が出来ません。従って、この貴重な月光川水系固有の鮭資源を、次の世代にも持続増大させていくため、鮭は遊佐沖だけで生活している魚ではなく、秋田、青森、北海道から遠くはベーリング海まで広域的に回遊する魚であるということを理解したうえで事業に取り組んでいただきたいと考えています。

選定事業者の皆様と一緒に作り育てる鮭孵化事業を、更に輝く未来に向け、川の恵みが次世代にも持続可能で、地域と共に成長、発展させ、他には無い魅力ある街づくりに繋げて行きたいと考えています。私達に取り組む作り育てる鮭孵化事業は可能性が有ると信じています。是非ともこの目標を共有できるご提案を期待しています。

**【エネ庁】**

ありがとうございました。他に、この場でご発言、ご説明をしたいという構成員の方がいらっしゃいましたら、挙手をしてくださるようお願いいたします。

**【エネ庁】**

では、次に次第の「3 質疑応答」とさせていただきますが、はじめに、留意点についてご説明いたします。

- ・質問を希望される方は、Teams の手上げ機能により、合図をお願いします。
- ・合図をしていただいた方を、時間が許す限り順番に指名いたします。
- ・指名された方は、ミュートを解除し、ご発言ください。
- ・その際、会社名や氏名等は名乗られることのないようお願いいたします。もし名乗られた場合、その場で発言を停止させていただく可能性がございます。
- ・いただいた質問については極力この場で回答したいと考えますが、国や他県様との協議が必要でこの場での回答を保留させていただく質問もがございます。それらの質問への回答は、本説明会の議事録もしくは公募占用指針に対する質問回答にて、後日エネ庁及び国交省の HP に掲載します。

以上になりますが、本日は、協議会構成員による説明会であることも十分配慮の上、実りある場としたいと思います。

それでは、質問のある方は合図をお願いします。

#### 【事業者①】

別紙 15 のところで経済波及効果があると思うんですけども、ラウンド2 では経済波及効果の大きさというものが優れているの評価項目だったと思うのですが、今回は経済波及効果の確からしさがミドルランナーに入っているだけで、経済波及効果の大きさが優れているやトップランナーの要件に入っていないと認識していますけれども、その理解で正しいでしょうか。

#### 【山形県】

山形県でございます。経済波及効果も含めまして相対的に「トップランナー」・「優れている」で評価させていただきたいと考えております。

以上でございます。

#### 【事業者①】

それはつまり、経済波及効果の大きさも相対的に評価されると解釈してよいですか。

#### 【山形県】

そのご理解で結構でございます。

#### 【事業者①】

承知いたしました。

先ほどトップランナーのご説明の時に、長く効果を発揮する施策をトップランナーといったご説明があったかと思うんですけども、山形県様のトップランナーの表現を見ますと、それに資するような仕組みづくりが優れているもの、とありまして、仕組みが良いものと長く効果を発揮

する施策っていうのはちょっと違う概念かなと思うんですけども、そのあたりもう少し詳細にご説明いただくことは可能でしょうか。

**【山形県】**

ただいまのご質問につきましては、後日文書で回答させていただきたいと存じます。お願いいたします。

**説明会後の後日回答**

30年に渡る長期の事業期間においては、人口減少や技術革新、気候変動などの社会環境の変化が進んでいくものと考えております。そうした中で、発電事業者には、波及効果の高い協調策・振興策に取り組み、また、改善策を講じていただきたいと考えております。長期に渡りその実効性を担保するためには「仕組みづくり」が重要であると考えており、こうした提案をトップランナーとして相対的に評価する考えです。

**【事業者①】**

ありがとうございました。以上になります。

**【事業者②】**

山形県知事の評価の考え方の中で別紙 14 の評価対象は、海面漁業及び内水面漁協の協調策振興策であり、別紙 15 の評価対象は漁業関連以外の振興策と読めますが、評価基準に合わせ別紙 14 には漁業の振興策協調策を記載し、別紙 15 には漁業以外の振興策と経済波及効果を記載するという方針で、齟齬ないでしょうか。

同様にトップランナー基準にある「中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案」と別紙 14 も別紙 15 も同じ評価基準となっておりますが、別紙 14 には海面漁業及び内水面漁業に関する協調策振興策が対象であり、別紙 15 については漁業関連以外の振興策が評価対象であるとの理解でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

**【山形県】**

ただいまのご質問につきましては、ご質問いただいたとおりのご理解でよろしいです。よろしくお願いいたします。

**【事業者②】**

分かりました。ありがとうございました。

**【事業者③】**

山形県様へご質問です。

他の地域では、あらかじめ漁業との協調策等や漁業影響調査を基金以外で実施するように、事業者に対し明示されている海域もございますが、本海域では基金以外で実施することが想定され

ている協調策等や調査はあるでしょうか。もしあれば、あらかじめ明示いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**【山形県】**

ただいまのご質問につきまして、漁業影響調査につきましては、基金以外での対応を考えていただきたいと思います。協調策・振興策については、基金の活用といった基本的な考え方でございます。

以上でございます。

**【事業者③】**

分かりました。ありがとうございます。

**【事業者④】**

山形県様に2つ質問です。

まず1つ目は前の質問とかぶりますが、別紙14、15のトップランナーで、優れているものと評価されるもののうち、中長期の時間経過により、社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案など、とありますけれども、この仕組みづくりといった内容について、具体的にどのような提案を期待されて、この考え方を示されているのかという点を確認したいと思っております、それは先ほどのご回答のとおり、書面でいただけるものと期待しております。

2つ目です。要旨の取り扱いについてのご質問なんですけれども、今回別紙14と15で漁業関連の協調振興策と地域の振興策別々で記載することになりますが、例えば、漁業関係の施策について漁業関係者に意見照会をされる場合に、漁業関係者に展開されるものは別紙14の要旨だけにとどまるのか、それとも別紙15もしくは13も含めた全ての要旨が漁業関係者が見られる形になるのか、そういった点についてお伺いしたいと考えております。お願いいたします。

**【エネ庁】**

今2点ご質問いただいたと思うんですけれども、まず1点目の確認ですが、別紙14と15で評価をするトップランナーと優れているに記載されている仕組みづくりとして、どんな提案を山形県さんは想定されてますか、という点について後日山形県さんから書面で回答していただけるということですよ、というのが1点目だと理解しましたが、それで正しいでしょうか。

**【事業者④】**

はい、そのとおりです。

**【エネ庁】**

そうすると1点目については、これまで出てきたご質問とは別のご質問という理解でいます。いずれにせよ、どういった仕組みづくりを想定しているのかということ、後日、山形県さんから

ら書面を出していただきたいという理解でよろしいですね。

**【事業者④】**

はい、そのとおりです。

**【山形県】**

山形県でございます。1 つ目のご質問にございました中長期の仕組みづくりということで、基本的には事業者様側のご提案をお待ちしたいとは考えておりますが、例えばということで申し上げます、漁業ということで考えると海面で捕る漁業にとどまらず、流通も視野に広く遊佐町沖で捕れた魚が消費者のもとに届くような、仕組みということが1 つの例として考えられるかと思えます。

それから2 つ目でご質問いただきました。別紙 14、15 を含めて意見照会するのかというご質問につきましては、基本的には、漁業であれば別紙 14 ということになるかと思えますが、必要に応じて別紙 15 も含めた照会もあろうかと思えます。

漁業であるから別紙 14 に限るということは、今の段階で断定的に申し上げることはできないといったところでございます。

**【事業者④】**

ありがとうございます。以上です。

**【事業者⑤】**

山形県様への質問ですけれども、別紙 13 の調整実績の考え方についての質問です。トップランナー要件で、特に優れた調整実績と記載がありますが、これについてどのようなものをイメージされているのかということをお伺いしたいと考えています。

例えば、当該海域と一部の調整先が同じであることによって親和性が高いと言える案件もしくは一定の運転期間があつて、運転段階での調整実績を有する案件、このようなものは特に優れた調整実績という要件を満たすのでしょうか。

**【山形県】**

山形県でございます。

ただいまのご質問につきましては、どのような親和性があるかも含めて相対評価をするということで回答とさせていただきたいと思えます。

**【事業者⑤】**

ありがとうございます。

**【事業者⑥】**

3 つ質問させてください。

1つ目、先ほど別の事業者の方からも質問がございましたが、別紙14については、海面漁業に関する施策、そして別紙15については、漁業関連以外の施策を書いていくと理解しております。こちらについては、事業者はそうのように書いていくんですが、国としてもそのように書くことで問題ないという理解で大丈夫でしょうか。

併せて、別紙15については、例えば、漁業施策の中で経済波及効果が出るものについて書く必要があるのか、書いてもよいのかについて確認させていただければと思います。

2つ目としましては、協議会意見とりまとめの別紙1、遊佐地域の将来像において、先ほどの説明でもありましたが、念のため確認させていただきたいということでご質問させていただきます。遊佐地域というものは、その表現から遊佐町のみ限定しているのではないと理解しております。もし、この遊佐地域という言葉について想定されているような具体的範囲、市町村があればご教授いただければと思います。

併せて、別紙14、別紙15の山形県知事の評価の考え方において優れているの評価までは遊佐地域への協調策・振興策が期待されていると読み取れます。ただトップランナー評価を見ていくと、対象エリアに関する明記はないんですけど、冒頭のご説明の中でも長く遊佐町へのといったご発言がございました。遊佐町のみ効果というような趣旨ではなくて、あくまでも遊佐地域を通じて山形県全体へ波及する効果・施策を期待されていると理解していますが、齟齬はないでしょうか。

さらに言えば、例えば、山形県内の山形市のみがすごく潤うような施策っていうものを求められているわけではないとも理解していますが、問題ないでしょうか。これが2つ目の質問です。

3つ目の質問ご質問させていただきます。こちら先ほど別の事業者の方から質問がございましたが、基本的に協調策・振興策は基金で実施とご回答があったと理解しております。また、各将来像の中で、括弧書きで例示がされているものは、すべてやる必要はなく、あくまでも例示というような発言もございましたが、とはいえ将来像に書いている例示の内容も協議会構成の方々が求められている内容ということで、理解しております。その中で1つご質問させてください。海面、内水面漁業の振興策の例の1つとして、組合施設だとか施設の機能強化が示されております。基金内での実施を想定されているということでしたけども、施設の機能強化と言いましても、備品のような金額の小さいものから、大きく言えば施設となってくると、事務所の建て替えのようなものまでであると考えられます。事業者として、基金内でやっていくことについて、各施策での拠出額をある程度算出する必要もあるため、もし現時点でその漁業関係者の方々が施設を機能強化すること、もしくは事務所の建て替えというものを求められているのかというところを確認させていただければと考えております。

以上3点でございます。

## 【エネ庁】

まず1問目、国から回答を差し上げます。ご質問いただいた別紙14と15はそれぞれ、国として県知事意見を最大限尊重する項目になります。その前提のうえで、先ほどご質問いただいた、別紙14は漁業振興策、別紙15は地域振興策にそれぞれウエイトを置いた書き方をさせていただくことで、国としても問題はございません。ただ、例えば別紙15でしたら経済波及効果の数字ですと

か確からしき、そういったところも評価されますので、ちゃんと盛り込んでいただくこと、別紙 14 については航行の安全等もしっかり盛り込んでいただくといったところはお留意いただければと思っております。

2 問目山形県さんからお願いします。

#### 説明会時回答の補足

当日回答が漏れていましたが、漁業振興策による経済波及効果は、「地域経済波及効果」項目において評価されますので、別紙 15 に記載してください。

#### 【山形県】

山形県でございます。

ご質問の 2 つ目でございますが、遊佐町沖事業であることから、遊佐町の振興につながる取り組みを、評価対象とするということが基本的な考え方であり、遊佐町で実施される取り組みが大宗を占めると考えております。その一方で、遊佐町の振興に資する限りにおきましては、必ずしもそのエリアを遊佐町に限定しているわけではないと現時点でお答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

#### 【山形県漁業協同組合】

3 つ目の問に答えます。遊佐町の漁業の集荷場の件から、その後の市場機能強化のための酒田の市場の件、これは 4 回目の法定協議会のクリーン&スマートなデータ駆動型漁業に盛り込まれていると思っております。その上で我々漁業者は、これからの漁業を考えた場合、身の丈に合った施設で十分なんだという考え方で、このスマート漁業をとりまとめに盛り込んでもらったということです。

#### 【事業者⑥】

ありがとうございました。

少し確認だけさせていただきたいと思いますが、1 点目のご質問についてですけど、国の方からですね、別紙 14 については、漁業の分にウエイトをおくというような、発言があったんですけども、ウエイトということだけ聞くと、両方書くと捉えることもできるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

2 つ目ご質問させていただいた件ですね。遊佐地域というところについても、質問の中の 2 番目の内容についてはご回答いただいたものと理解しています。一方で、1 つ目の遊佐地域の具体的な範囲や市町村といったところは後日書面で回答いただければという認識で良いか。2 つ目の質問の中の 3 つ目にご質問させていただいたうち、例えば遊佐町の方で利益があるような共生策が、他の市町村の方に同じように利益をもたらすことは大丈夫という理解はしているところですが、一方で最後に質問させていただいた、遊佐町に利益がない、例えば山形市のみが、すごく潤うような施策というのは特に評価されないと理解してもよろしいでしょうか。

3 点目のご質問についても、ご回答いただきましてありがとうございます。

クリーンアンドスマートな漁業というところで集荷場だとかのお話と理解いたしました。クリ

ーンアンドスマートな漁業の協調策・振興策につながる機能強化の施策を考えるというようなことでよろしかったでしょうか。

**【山形県漁業協同組合】**

3 番目の回答に少し補足させていただきますが、遊佐町の漁業者の場合は、遊佐町にある魚の集荷場に魚を集めて、そこから酒田市にある山形県漁業協同組合のさかた総合市場という市場で売ります。ですので、遊佐町の集荷場のみならず、その導線にある酒田の市場の高規格化も一緒に考えていただきたいと、それは大きなものに建て替えるということではなく、私たちの身の丈に合ったものを準備していただきたいというお願いでございます。

**【事業者⑥】**

3 つ目の質問につきまして、ご回答いただきありがとうございます。

内容よくわかりました。今お話しいただいた内容を基金の中で実施していくということで理解しました。ありがとうございます。

**【エネ庁】**

続きまして、あの 1 問目の質問回答の補足でございます。

説明が分かりづらくて恐縮でしたけれども、ウエイトという言葉を使ったのは、それぞれについて、それだけを書くとするすべての評価基準には対応しきれないため気をつけてくださいということです。今ご質問いただいた、別紙 14 に漁業振興策を中心に、別紙 15 に地域振興策を中心に書くといったところは、国としても問題ないと考えております。

**説明会時回答の補足**

漁業振興策や地域振興策以外に関する基準としては、例えば、別紙 14「周辺航路、漁業等との協調・共生」では「最低限必要なレベル」基準①に「周辺航路や環境保全等の地域の安全に関する内容が、明らかに不適切ではないもの」、別紙 15「地域経済波及効果」では「最低限必要なレベル」～「ミドルランナー」基準に経済波及効果の因子の確からしさの確認、があるのでご注意ください。

**【事業者⑥】**

ご回答いただきまして、ありがとうございました。

改めての確認ですが、別紙 14 については、漁業のものも書くし、地域のものも書くものの、どちらが中心に評価されるのかということ、漁業の部分になってきますので、漁業の方にウエイトを置いて記載していくと理解しましたが、理解は合ってますでしょうか。

**【エネ庁】**

ご理解のとおりです。

**説明会時回答の補足**

別紙 14 で地域振興策の内容に触れることは妨げないものの、漁業振興策が主な評価対象にな

りますので、地域振興策の内容は主に別紙 15 に記載ください。

**【事業者⑥】**

かしこまりました。ありがとうございます。

**【山形県】**

山形県でございます。先ほど質問の 2 つ目の山形市だけに効果が及ぶという点でございますけれども、質問の趣旨という点で再度確認させていただいてよろしいでしょうか。

**【事業者⑥】**

ありがとうございます。

我々としては、やはりこの事業は遊佐町沖というところもでございますので、基本的には遊佐町様または遊佐町様を中心としてその周辺の市町村に効果がつながるような施策も考えていければと思っているところでございます。一方で、施策といっても様々あると思っております、遊佐町沖と言いつつも、遊佐町沖を対象とせず山形県として見たときに、山形県内の遊佐町沖以外の市町村のみが潤う施策も 1 つ可能性として考えることもできるのかなと思いました。そういった政策というものは直接遊佐町様に対して効果はないものの、山形県として見た時には効果があると理解しております、そういった施策が評価されるのか否かの確認を念のためさせていただいたかった趣旨でございます。

**【山形県】**

今のご質問は別紙 14 に関する協調共生策の話でしょうか。それとも別紙 15 の地域経済波及効果のどちらを念頭に置かれたお話でしょうか。

**【事業者⑥】**

別紙 14 を中心としたご質問と考えております。地域経済波及効果の点では、山形県内に地域経済波及効果を及ぼすものは基本的に記載するものと理解してます。

**【山形県】**

確認ですけれども、今のご質問の地域振興策というのは、遊佐町には波及はしないが、県内の他の部分には波及する政策も評価されるのかというご質問ということでよろしいでしょうか。

**【事業者⑥】**

はい、その主旨です。

**【山形県】**

山形県でございます。ご質問いただいた点につきましては、冒頭、ご回答申し上げた部分の繰り返しでございますが、やはり遊佐町沖事業でありますことから、遊佐町の振興につながる取り

組みを基本的に想定しております。ただ、遊佐町の振興に資する限りにおいて、必ずしも遊佐町に限ったエリアではないということでございます。ご質問いただきました山形市のみということでございますけれども、やはり繰り返し申し上げておりますが、遊佐町の振興ですから、この山形市のみというのは、具体的にどういった取り組みかは定かではございませんが、あくまで遊佐町に裨益する合理的な根拠が必要になってくるという考え方でおります。

#### 【事業者⑥】

ありがとうございます。よく分かりました。

#### 【事業者⑦】

2点質問させていただきます。

まず1点目です。山形県知事の評価記事の考え方の周辺航路、漁業等との協調・共生の別紙14と地域経済波及効果の別紙15のトップランナー基準に示された中長期の時間経過から仕組みづくりの提案という記載の後に等という文字がございますけれども、この等はこの中長期の～提案まですべてにかかっているという理解をしますと、あくまでこれは特に優れているものと評価される1例として示されたものと理解するのですが、その理解でよろしいでしょうか。例示以外のものでもどのようなものが特に優れていると判断されるかは、あくまで山形県知事の判断によるものになるということの理解をするしかないということでしょうか、というのが1点目の質問になります。

続いて2点目ですが、先ほど議論されたところでしたが、私の理解が追いつかなかったので、改めてまた聞く形にはなるんですけれども、同じく山形県知事評価基準の地域経済波及効果別紙15の優れているに記載されております遊佐地域とは、先ほどの質問者の方は、遊佐町の広い範囲の指すのではとおっしゃられたんですが、私は協議会意見とりまとめやその別紙1の将来像を読みますと、遊佐地域というのは遊佐町のことを指すと理解いたしました。その理解でよろしいでしょうか。

以上2点よろしく願いいたします。

#### 【山形県】

山形県でございます。

1つ目のご質問の地域経済波及効果のトップランナーの評価基準の仕組みづくりの提案等の等という部分に関するご質問と認識しておりますが、本県の評価基準といたしましては、あくまで例示ではございますけれども、中長期にわたるという部分に鑑みた、仕組みづくりということを取り組みの1つとして期待している部分もでございます。その上での相対的な評価ということで、ご理解、ご提案をしていただければと考えております。

2つ目のご質問で、遊佐地域というものは遊佐町のみを想定しているというご質問だったと受け止めておりますが、繰り返しで恐縮ですけれども、こちらにつきましては、やはり遊佐町沖事業であることから、遊佐町の振興につながる取り組みが大宗を占めるだろうと考えておりますが、遊佐町の振興につながる限りにおいては、必ずしも遊佐町にエリアを限定するものではないとい

うことで、ご理解いただきたいと思っております以上でございます。

**【事業者⑦】**

端的に、遊佐地域イコール遊佐町ではあるかないかという部分をお答えいただくことはできないでしょうか。

**【エネ庁】**

今のご質問については後日書面にて回答いたします。

**説明会後の後日回答**

遊佐地域とは遊佐町です。ただし、生活文化圏や経済交流の実態を踏まえ、遊佐町の振興に資する限りにおいては、必ずしも遊佐町にエリアを限定するものではないと考えています。

**【事業者⑦】**

承知いたしました。ありがとうございます。

**【事業者⑧】**

2点質問させていただきます。

1点目が内水面連合会様への質問になるのですが、将来像の内水面振興策②魅力ある川づくりを通じた遊漁、観光、振興策などの活性化に向けた取り組みについて、下の括弧書きに釣り人が集う資源豊富な魅力ある川づくりに向けた取り組みなどと例示がありますが、この地域振興策との連携を踏まえて、この連合会様の中で具体的なイメージが何かございましたら、こちらご回答いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

2点目が山形県様への質問になるのですが、将来像に書いてある協調策・振興策については評価の対象との認識をしているのですが、この将来像の中で言及されていない地域振興策は一切評価されないという認識でよろしかったでしょうか。

以上2点ご回答よろしくお願いいたします。

**【山形県】**

2つ目のご質問から、山形県の方から回答させていただきます。ご質問の途中でちょっと音声途切れた箇所がございましたので、ご質問の趣旨に沿った回答になっているか違っている場合は、もう一度ご指摘いただきたいのですが、地域振興策の括弧書きの例示に書いてあるもの以外、を提案した場合、一切評価されないのかというご質問だったと受け止めましたが、そういうことではございません。こちらの括弧書きは先ほど私からもご説明させていただきましたけれども、例示でございますので、各事業者様の自由なご提案をお待ちしたいということで考えてございます。その上で評価させていただくということでございます。以上でございます。

**【事業者⑧】**

回答ありがとうございます。

もう一度ご質問を整理させていただきたいのですが、括弧書きではなく括弧書きの上段の、例えば、地域振興策①なら、洋上風力発電に関する地元企業への積極的な情報提供を通じた・・・のような、この文言に則していない施策は一切評価されないのかという趣旨のご質問になります。

**【山形県】**

山形県でございます。地域の将来像に掲げております①から⑥については、当然ご提案いただくということになろうかと思えます。その上で、それ以外の部分のご提案については、内容を見させていただいた上で評価していくということになろうかと思えます。以上でございます。

**【事業者⑧】**

ありがとうございます。

**【山形県内水面漁業協同組合連合会】**

内水面でございます。先ほど釣り人が集う資源豊富な魅力ある川づくりに向けた取組へのご質問だったんですけど、具体的にどうだということは言えないんですけど、今日申し上げた川づくりに関しては、大変厳しい環境の川になっておりますので、これから川をつくっていくには、県、市町村、観光・教育関係機関、NPO、それから地域住民、そして漁協が一体となって川を中心に据えた地域振興が一番大切じゃないかと申し上げたんですけど、その辺が一番大事になってくるという気がしております。以上です。

**【事業者⑧】**

ありがとうございます。

先ほど山形県庁さんからご回答いただいた内容について、1点だけ追加でご確認をさせていただきたいと存じます。先ほどのご説明に基づきますと、①から⑥の取組以外のものも評価の対象となるということになろうかと思えますが、これは優れている7.5点の評価区分によって評価されると理解して差し支えないでしょうか。

**【山形県】**

山形県でございます。ご質問につきましては、「優れている」、「トップランナー」ということについて、ご質問いただいたご理解のとおりで結構でございます。以上でございます。

**【事業者⑧】**

ありがとうございました。以上でございます。

**【事業者⑨】**

私から1点お伺いしたいのは、先ほど遊佐地域の定義は別途書面にてご回答いただけるというふうに伺いましたのでもう1点お伺いしたいのですが、別紙14と15の区分けのところで、最初にご説明いただいたときには、別紙14は海面内水面の漁業の話で、別紙15は陸側漁業以外のも

のと伺ったのですが、途中から他の事業者さんのご質問の中で 14 の中には、漁業が中心だけど、その他も含めても良いというご説明や、15 についてもその逆のご説明があったり、あと分からなかったのは、例えば、漁業振興策において、それによって生まれる経済波及効果については、別紙 14 の中に書くのか、それともその数字の部分だけ抜き出して別紙 15 に書くのか、その整理をもう一度お願いしたいのですが、この場で難しいようでしたら、書面で別途でも構わないのですが、別紙 14 と 15 をどのように書き分けたいのかをご教示いただければと思います。お願いします。

#### 【エネ庁】

ありがとうございます。今の質問への回答は後日書面にて回答させていただきます。

#### 説明会後の後日回答

別紙 14 には漁業振興策、別紙 15 には地域振興策の内容を中心に記載ください。公募占用指針別添 6 の「山形県知事の評価の考え方」に基づき、「周辺航路、漁業等との協調・共生」項目では漁業振興策、「地域経済波及効果」項目では地域振興策の内容を評価します。他方、各項目において、漁業振興策や地域振興策以外に関する基準として、例えば、別紙 14 「周辺航路、漁業等との協調・共生」では「最低限必要なレベル」基準①に「周辺航路や環境保全等の地域の安全に関する内容が、明らかに不適切ではないもの」、別紙 15 「地域経済波及効果」では「最低限必要なレベル」～「ミドルランナー」に経済波及効果の因子の確からしさの確認、があるのでご留意ください。

また、漁業振興策による経済波及効果は、「地域経済波及効果」項目において評価されますので、別紙 15 に記載してください。

#### 【事業者⑨】

ありがとうございます。

#### 【事業者⑩】

別紙 14 と別紙 15 のミドルランナー項目についてご質問させてください。ミドルランナー項目に提案内容を実現するために必要と思われる実績や体制の根拠が示されているものと記載がございますが、ここで言うところの実績というのは誰の実績のことを指すのかを確認させてください。我々が今想定しておりますのは、今回の洋上風力の地域振興策や漁業振興策というのは、外部の企業や団体に発注なり協力依頼することで進めていくもの認識しておりますので、ミドルランナー項目の実績は、発注先の企業等が洋上の地域振興策と同じような実績を過去にやったことがあるということ指すと解釈したのですけれども、こちらの解釈で相違ないか確認させていただきたく、もし、それとはまた違った考えをされているということでしたら、ご教示いただけますと幸いです。以上です。

#### 【エネ庁】

確認させていただきたいのですが、地域調整を外部の方に委託されるということだと思っております。

すが、その場合は御社、コンソーシアムとしてはほとんど関わることなく、一切を外部の方々に委託するスキームを考えられているということでしょうか。

**【事業者⑩】**

考え方についてなんですけど、例えば、地域での EPC やサプライチェーンの地域振興策を別紙 15 で書くことになりましたが、例えば EPC の発注を外部企業にすと思いまして、その企業が同じような工事を過去にやったことがあるかという意味での質問になります。他の地域振興策、漁業振興策においても外部に発注するときに発注先の企業が過去に同様の取組等を行ったことあるかどうかを聞かれていると思ひましてご質問した次第です。

**【エネ庁】**

関係行政機関の長等との調整能力、その実績についてのご質問ではなく、振興策の担い手についてのご質問でしょうか。

**【事業者⑩】**

別紙 13 ではなく、別紙 14 や別紙 15 のミドルランナー項目についてのご質問です。

**【山形県】**

山形県でございます。事業者様の担当者、あるいは外注先に関わらず、その実績の根拠として、適当であると考えられる合理的な理由を明確にお示しいただいた上で、評価していくことを考えております。以上でございます。

**【事業者⑩】**

承知しました。ありがとうございます。

**【事業者⑪】**

山形県様への質問 1 点でございます。

先ほどの質疑で、基本的には漁業振興策を別紙 14 に、地域振興策を別紙 15 に記載すると理解しておりますが、基本方針や実施体制など、漁業と地域で共通する内容がある場合には、別紙 14 または別紙 15 のいずれか一方に記載し、記載しない方の別紙については、例えば詳細はもう一方の別紙を参照とすることで問題ないでしょうか。それとも各別紙それぞれに記載する必要がございますでしょうか。以上でございます。

**【山形県】**

山形県でございます。内容が全く同じであれば参照先を明記いただき、簡略化いただくことで結構です。

**【事業者⑪】**

ありがとうございます。

#### 【事業者⑫】

質問2点ございまして、1点目が、実現可能性のところでございます。

実現可能性の評価にあたって、MOUやLOIが想定されるとパブリックコメントから読んでいますが、今までの山形県さんの進め方から、地元接触は住民の混乱を避けるためにできるだけ避けるようにという方針があったと思いますが、その点、今回の公募にあたり、MOUやLOIが必要となった際には、地元への接触が避けられないと理解しておりまして、そのあたり地元接触をしていって良いというような理解でよろしいでしょうか。これが1点目でございます。

2点目については、漁業補償についてでございます。運転開始後は漁業補償不要と理解しておりますが、工事期間中は漁業補償が発生し得ると考えており、それをキャッシュフローに織り込んでおく必要があると理解しておりますが、その額は明示的であるのか、もしくは考え方があるので、漁業補償の計算の考え方等をお示しいただくことは可能か、というのが2点目でございます。

#### 【エネ庁】

1 問目の質問に関しましては、公募期間中の接触禁止の対象となる地元関係者は、協議会の構成員、その構成員の団体の構成員、組合員等になりますので、そこに含まれない地元企業からMOU、関心表明を取ることは問題ございません。ただし、公募の公平性、透明性を害しない対応での行動をお願いいたします。

また、2問目の質問に関しまして、聞き間違いだったら恐縮ですけれども、運転開始後、漁業補償が生じないというのは、これは誤った認識だと思います。運転開始後も漁業の操業への影響が認められた場合は事業者さんにしっかり責任を持って対応していただくことになりますので、その認識はしっかりとお願いいたします。その上で、漁業補償の基本的な考え方につきましては県漁協さんの方からご説明をいたします。

#### 【山形県漁業協同組合】

遊佐町の関係漁業者の伊原です。冒頭、説明したとおり、漁業者は漁業権の放棄はしません。そのため漁業権放棄に相当する漁業補償は発生しません。冒頭、私が発言したとおり、今までも海底地盤調査あるいは環境アセスメント、いろんな事業を漁業者はやってきました。その事業が始まる前から、その後も協調できるのであれば、それもありと思っております。幅広く考えたいなと思っております。

#### 【事業者⑫】

1点目について承知しました。ありがとうございます。

2点目も承知しました。発言に失礼があり、大変申し訳ございません。風車によって影響がない場合は、漁業補償は不要という前提を省いてしまいましたが、漁業影響調査の結果、影響があると認められた場合には、漁業補償があるというところについては、認識しておるところでございます。

ます。一方で、工事期間中については、やはり船舶の往来等で漁業ができない期間等が発生するところから、一定額の補償が金銭的に必要なものなのかどうかを改めてご確認させていただければと思っていますところでございます。

#### 【エネ庁】

事務局の国ですけれども、ご指摘いただいた2点目の、工事期間中に何らかの影響があつて、漁業操業に影響を及ぼした場合についての補償の考え方については、それは金銭的に補償金で解決するという以外にも、別途例えば振興策を新たに実施することによって解消していくということも含めて想定されますので、これは発電事業者が決まった後に当該漁業組合の方との間で、その内容について協議をして決めていくということだと、先ほどの山形県漁業協同組合の伊原さんのコメントを踏まえると我々理解しております。

#### 【事業者⑫】

承知しました。そうしますと、一定額をキャッシュフローに織り込んでおく必要が必ずしもあるわけでもなく、地域共生策でも対応可能であり、そのあたりは落札後に協議するというところで理解しました。ありがとうございます。

#### 【エネ庁】

それで結構です。ありがとうございます。

最後ですが、時間の関係で質問のみいただいて、回答は後日、議事録とともに書面にて回答とさせていただきますと思います。

#### 説明会時回答の補足

漁業の操業に支障を及ぼす場合の対応として休業補償等の補償が生じる可能性もありますので、この点も考慮した適切な資金収支計画を作成するようご注意ください。

#### 【事業者⑬】

質問3点申し上げます。

議会意見とりまとめ別紙2の漁業影響調査の考え方の5.(2)調査実施期間及び時期というところでございます。ここによりますと、調査は着工の2年前から開始することを基本とし、工事期間中から運転開始後3年間を目安という記載がございます。工事期間中における調査期間について、工事を複数年実施する場合、工事中の調査は毎年実施する必要がありますでしょうか。それとも、例えば工事期間が2年の場合、1年目と2年目で最も魚類に影響を及ぼす工事期間のみ実施すればよろしいでしょうか。工事期間中の調査年数の考え方や漁業影響調査の手法によって評価に差が生じるのか。この点を確認させていただきたい。関連して、漁業影響調査を実施する際に、山形県漁協様や水産振興課様から、過去の航行記録等があれば、事業者が実施する漁業影響調査費用の削減につながると考えており、事前に開示いただけるデータはありますか。もしある場合、どのようなデータなのか、無償で提供いただけるものなのか。有償の場合には金額の目安含めてご提示いただければ幸いです。1点目になります。

2点目の質問が意見とりまとめ別紙1の将来像のところ、3. 発電事業と漁業との共存共栄を達成するために前提となる協調策という文章の中に、それぞれの協調策は必ずしも独立したものではなく、海面と内水面の垣根を越え、遊佐地域として一体となった協調策が期待される、という記載がございます。ここの意味ですけれども、海面及び内水面の漁業者様が組織体として一体となって行う施策を期待されているのか、それとも、海面漁協、内水面漁協のどちらかが潤うものではなく、両者にそれぞれ好影響が出る施策を期待しているのが、ご趣旨、ご依頼、ご想定をご教示いただければと思います。こちら2点目の質問です。

3点目、同じ将来像の中で目指すべき取組の方向性（目標）ところに海面漁業の目標で、経営体当たりの海面漁業生産額を令和3年の実績617万円から年間1000万円に増やすという目標が記載されています。具体施策を考えていく参考とさせていただくため、令和3年実績の年間617万円の算定根拠をご教示いただきたいと思っております。例えば、この数字の裏にある海面漁業生産額、経営体数、漁獲量、単価といった617万円という数字を出した背景にあるデータ等々を可能な範囲でご教示いただければと思っております。

#### 説明会後の後日回答

1点目の漁業影響調査の具体的な方法、期間等については、公募により事業者が選定された後に、意見とりまとめ別紙2の「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方」の「6. 調査に関する検討委員会の設置及び調査結果の取扱い」に基づき設置される検討委員会において協議することとなるため、評価に差は生じないものと考えています。

また、現時点で、提供できるデータとして考えられるものとしては、漁獲量等に関して公表しているデータとなります。

2点目については、海と川は密接不可分であり、相互に与える影響が大きいことを踏まえたうえで、海面漁業と内水面漁業の協調策・振興策を期待しているものであり、その手法について、必ずしも海面及び内水面の漁業者が組織として一体で取組むことを求めているものではありません。

3点目について、経営体当たりの海面漁業生産額は、県内の市場で水揚げされた海面漁業生産額（県外籍のイカ釣船の生産額を除いた額）を海面漁業経営体数で除した金額です。なお、遊佐地域のみを抽出したデータではなく、山形県全体のデータであることにご留意ください。

#### 【エネ庁】

ありがとうございます。それでは以上で質疑応答は終了させていただきます。これを持ちまして、本日の説明及び質疑応答が終了となりました。今回の説明会の議事録は資源エネルギー庁及び国土交通省のホームページに掲載されます。掲載しましたら参加者の皆様にメール等でお知らせいたします。議事録の中に、後日書面回答とさせていただいた回答内容も盛り込みたいと考えております。これを持ちまして本日の説明会を終了いたします。お忙しいところご参加くださり誠にありがとうございました。